

# 川崎競輪場撮影要領

## (目的)

**第1条** この要領は、川崎競輪場での個人が行う撮影（以下「個人撮影」という。）について許可制とすることを目的として、公正かつ安全な競輪事業運営に支障を来さないよう、個人撮影の許可に必要な事項を定める。

## (禁止事項)

**第2条** 次の各号に該当する場合は、個人撮影は禁止するものとする。

- (1) 撮影禁止場所での撮影
  - ア ゴール線真横からの撮影
  - イ 金網に登っての撮影
- (2) 営利目的での撮影
- (3) 迷惑行為にあたるもの
  - ア 他のお客様に対しカメラを向ける行為、及び個人が特定できる写真の撮影
  - イ 肖像権や著作権を侵害する恐れのある撮影
  - ウ フラッシュやライトを用いての撮影
  - エ 三脚など自立する器具を使っての長時間撮影
  - オ 場外発売開催時において本人の許可無くバンク内練習中の選手を撮影する行為
  - カ ドローン等遠隔操作を用いての撮影
  - キ インターネット等での配信を伴う撮影
- (4) その他、競輪開催に支障をきたす撮影

## (申請方法)

**第3条** 川崎競輪撮影要領（以下「要領」という。）に基づく撮影については、原則申請は必要ないものとする。

ただし、三脚など自立する器具を使っての短時間撮影（1時間以内）を希望する者は、川崎競輪場開催執務委員長（以下「開催執務委員長という。」）へ撮影許可申請書（別添1）（以下「申請書」という。）により申請する。

- 2 申請書は川崎競輪ホームページからダウンロードするか、川崎競輪場西スタンド1階総合案内所（以下「総合案内所」という。）で受け取り記入の上、経済労働局公営事業部宛てFAX、あるいは総合案内所へ直接提出する。

## (許可者)

**第4条** 個人撮影日時が競輪開催日の場合は、各開催の開催執務副委員長が第2条に基づ

き、許可の判断をする。

- 2 個人撮影日時が競輪非開催日の場合は、経済労働局公営事業部業務課長が第2条に基づき、許可の判断をする。

#### **(撮影許可証)**

**第5条** 個人撮影を許可した者（以下「撮影者という。」）には撮影許可証（別添2）を発行し、撮影時には着用を義務付けるものとする。

#### **(退場命令)**

**第6条** 場内取締委員は撮影者が第2条に違反する行為を行った場合は撮影写真等を消去のうえ、川崎競輪場から退場を命ずることができる。

#### **(削除依頼)**

**第7条** 撮影者が社会通念上好ましくない写真をWEB等で公開した場合、開催執務委員長は削除を依頼することが出来る。

#### **(その他)**

**第8条** 場内が混雑し、撮影が競輪開催に支障をきたすと開催執務副委員長が判断した場合は、撮影の中止を命じることが出来る。

附則

#### **(施行期日)**

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

この要領は、令和2年9月1日から施行する。